



平成 20 年 5 月 26 日

各 位

香川県高松市扇町 2 丁目 7 番 20 号  
セーラー広告株式会社  
代表取締役社長 植村 貴好  
(JASDAQ・コード 2156)  
問い合わせ先 取締役総務本部長 山内 務  
TEL 087-825-1156

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 26 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 監査体制の強化、充実を図るため、監査役会を新設するべく、所要の規定を新設するものであります(変更案第 4 条、第 32 条から第 36 条)。
- (2) 公告の方法について、利便性および周知性の向上を図るため、現行定款第 5 条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります(変更案第 5 条)。
- (3) 変更案第 32 条から第 36 条の新設に伴い、現行定款第 32 条以降の条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 20 年 6 月 26 日(木曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 26 日(木曜日)

以上

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監査役</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第二章～第四章 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役</p> <p>第29条～第31条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第二章～第四章 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第五章 監査役及び<u>監査役会</u></p> <p>第29条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新 設)	<u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 35 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>(監査役会規則)</u> <u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>
第32条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
第六章 計 算	第六章 計 算
第33条～第37条 (条文省略)	第38条～第42条 (現行どおり)

以上